# 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出日】平成26年7月30日【会社名】ユニチカ株式会社

【英訳名】 UNITIKA LTD.

(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っている。)

(大阪本社)大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号

 【電話番号】
 06-6281-5721

 【事務連絡者氏名】
 経理部長
 石川 省二

【最寄りの連絡場所】 (東京本社)東京都中央区日本橋室町3丁目4番4号

【電話番号】 03-3246-7540

【事務連絡者氏名】 執行役員東京総務部長 小畑 政信

【縦覧に供する場所】 ユニチカ株式会社東京本社

(東京都中央区日本橋室町3丁目4番4号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)当社の東京本社は、金融商品取引法上の縦覧場所ではないが、 投資家の便宜のため縦覧に供している。

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、A種種類株式の発行に関し、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき、平成26年5月27日に臨時報告書を提出し、その後、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、平成26年7月1日に提出した臨時報告書の訂正報告書により当該記載内容の一部を訂正しておりますが、平成26年7月28日開催の取締役会において、払込期日を特定したA種種類株式の発行決議がなされたことに伴い、当該記載内容の一部に追加の訂正が生じましたので、当該記載内容の訂正をするため、また取締役会議事録を添付書類として追加するため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

#### 2【訂正内容】

訂正箇所は 罫で示しております。

#### (8)新規発行年月日(払込期日)

(訂正前)

平成26年7月31日。但し、本定款変更、本種類株式の発行並びに資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少に係る議案が本定時株主総会において承認されること以外の前提条件のいずれかが満たされない場合、当社取締役会は、払込期日を平成26年8月1日から平成26年8月29日までの間の日に変更することができます。

## (訂正後)

平成26年7月31日

以上